解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

仙台市青葉区堤町三丁目一二番一六号高橋ビル二〇五号

社団法人宮城県歯科技工士会

代表清算人　佐藤　誠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

仙台市泉区虹の丘一丁目一八番地の二学校法人三島学園内

財団法人奨学香風会

代表清算人　菅　福彦

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町字東八二五三番地の一〇　財団法人大洗町漁業振興協会

清算人　小谷　隆亮

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

千葉県我孫子市湖北台九丁目二番一七号

特定非営利活動法人あびこ子ども劇場

代表清算人　大木　美鈴

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

横浜市中区山下町一番地株式会社清光社内

特定非営利活動法人クリーンサポート清流

代表清算人　鈴木　真

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の評議員会および平成二十四年二月二十八日開催の理事会の決議により、平成二十四年三月二十九日文部科学大臣認可を受け、平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

奈良県天理市守目堂町二一三番地の四

財団法人天理教一れつ会

代表清算人　田中　信行

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

福岡市西区大字太郎丸八〇五番地の一

財団法人福岡市下水道資源センター

代表清算人　井上　隆治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十六日北海道知事の認可により平成二十四年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

北海道江別市江別太五六二番地の二一

社会福祉法人江翔会

代表清算人　宮内　清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

福島県福島市小倉寺字神ノ前一六番地の三

財団法人福島市水道サービスセンター

代表清算人　後藤　広孝

解散公告（第二回）

後楽二丁目西地区市街地再開発組合は、平成二十四年三月十五日東京都知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

東京都文京区後楽二丁目五番一号

後楽二丁目西地区市街地再開発組合

代表清算人　森山　繁雄

解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

山梨県甲州市大和町初鹿野二二四八番地

財団法人まほろばの里ふるさと振興財団

代表清算人　内田　定男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

大阪市中央区難波千日前五番二五号

財団法人河原会館

代表清算人　長谷川清和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

山口県萩市大字椿東二七一〇番地

財団法人椿東教育後援会

代表清算人　嶋村　理郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

札幌市南区真駒内一四三番地一

財団法人駒岡福祉センター

代表清算人　大小田八尋

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

宮城県登米市迫町佐沼字錦二三四番地一

社団法人登米市教育振興協会

代表清算人　髙橋松五郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年四月九日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地三九三

清算法人金山町土地改良区

代表清算人　長谷川律夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年五月二日

東京都千代田区神田北乗物町一六番地

特定非営利活動法人ミャンマー総合研究所

代表清算人　小泉　清司